

# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

**0570-783183**（平日・休日9:00～17:00）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

# よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

## 法人の方

- ① 法人番号、② 2019年の確定申告書類の控え、
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

## 個人事業主の方

- ① 本人確認書類、② 2019年の確定申告書類の控え、
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、  
4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

## 【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
<b>①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)</b>	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主	9/10	3/4
<b>②教育訓練を実施したときの加算</b>	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
<b>③支給限度日数</b>	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
<b>④雇用保険被保険者でない方</b>	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。



## 【助成内容や対象を大幅に拡充します】

**令和2年4月1日**から**令和2年6月30日**まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を上げます **NEW**  
【中小企業: 2/3から**4/5**へ】【大企業: 1/2から**2/3**へ】
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の**上乘せ**をします **NEW**  
【中小企業: 4/5から**9/10**へ】【大企業: 2/3から**3/4**へ】
  - ア **1月24日**から**賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等**(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)を**していないこと**
  - イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、**比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数**と比して**4/5以上**であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします **NEW**  
教育訓練が必要な被保険者の方について、**自宅でインターネット等を用いた教育訓練も**できるようになり、**加算額の引き上げ**を行います。【中小企業: **2,400円**】【大企業: **1,800円**】  
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ 新規学卒採用者等も対象としています  
**新規学卒採用者**など、**雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者**についても助成対象としています。  
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます **NEW**  
「**緊急対応期間**」に実施した休業は、**1年間に100日の支給限度日数とは別枠で**利用できます。
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象**とします **NEW**  
**事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)**などが対象となります。

## 【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。  
ただし、①生産指標の要件緩和については、  
緊急対応期間である**令和2年4月1日**から**令和2年6月30日**までの休業等に適用されます。

- ① 生産指標の要件を緩和します **NEW**
  - ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で**10%の減少**が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを**5%減少**とします。
  - イ 生産指標の確認期間を3か月から**1か月**に短縮しています。  
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で**増加していても**助成対象としています
- ③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています  
過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から**1年を経過していなくても助成対象**としています。
- ④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています  
(※この場合の、生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比べます。)
- ⑤ 休業規模の要件を緩和します **NEW**  
休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを**1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和**します。

## 【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。

- ① 事後提出を可能とし提出期間を延長します **NEW**  
すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、**令和2年6月30日まで**は、事後に提出することが可能です。  
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします **NEW**  
短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、**事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し**、活用しやすくします。
- ③ 残業相殺制度を当面停止します **NEW**  
支給対象となる休業等から**時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止**します。

## 【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。  
(例: 客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。  
(例: ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。  
(例: 8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

## 【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。  
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。  
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

## 緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+**上乗せ**助成
- ・教育訓練加算額UP

### 緊急対応期間

令和2年4月1日

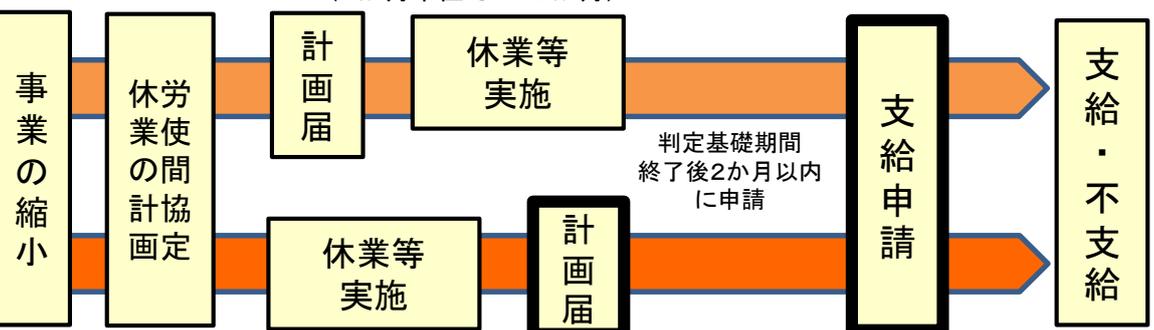
- ・対象労働者の**拡大**
- ・支給限度日数は**別カウント**

令和2年6月30日

## ◆支給までの流れ

1~3判定基礎期間  
(1か月単位で1~3か月)

【通常時】



### < 対策のポイント >

新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、**実需者等とのマッチングや保管・配送料等の費用を支援**します。

### < 事業の内容 >

#### 1. 販売サイト支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先とのマッチングを行うサイトを既存の販売サイトの中に増設、運営、周知する取組を支援するとともに、当該サイトでの販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

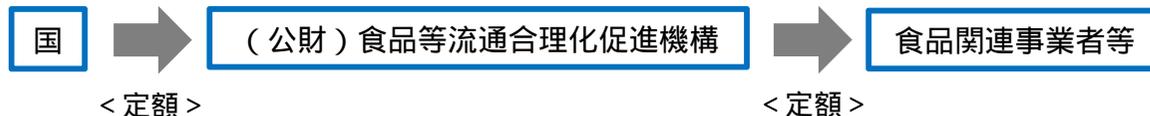
#### 2. 地域における取組支援対策

地域において学校向け未利用食品の即売会の開催など新たな販売先を確保するためのマッチングを行う取組を支援するとともに、当該取組での販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

#### 3. 事業者への配送料等への支援対策

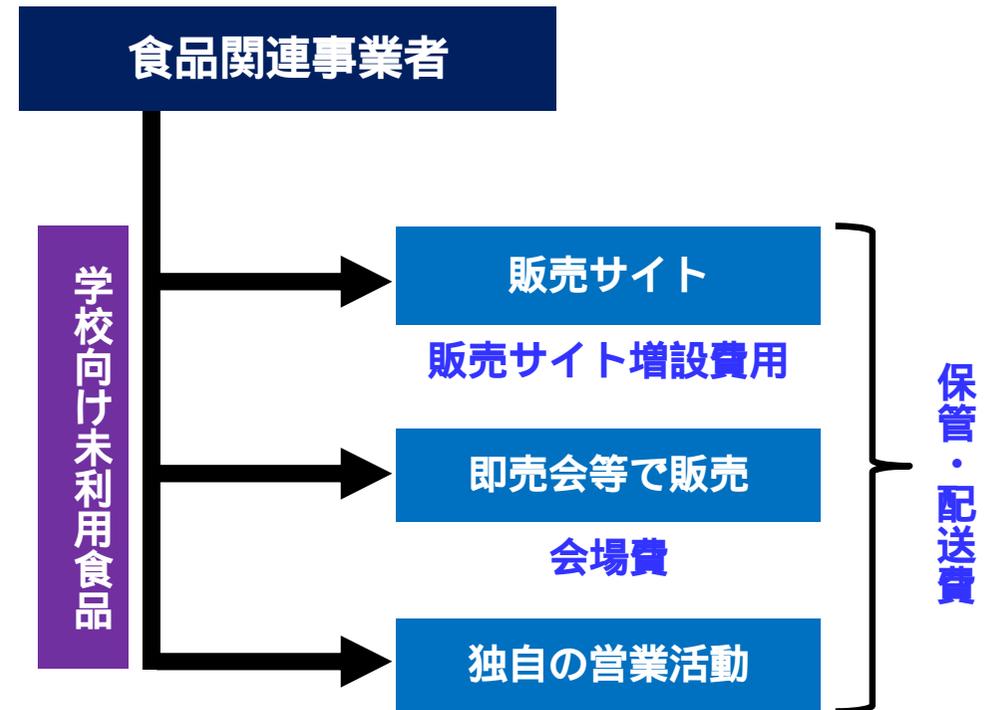
学校向け未利用食品の新たな販売先を独自に確保した際の保管・配送経費を支援します。

### < 事業の流れ >



### < 事業イメージ >

#### 新たな販路へのマッチング支援



### <対策のポイント>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境に置かれている**外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通を支援**します。
- 感染拡大時の業務継続や需要喚起の観点から**食品流通事業者等が行う品質管理の高度化等の施設整備などの取組を支援**します。

### <政策目標>

- 食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0% [令和3年度まで]）
- 食料品流通業者の経営が新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復（令和元年の販売額：120兆円（商業動態統計））

### <事業の内容>

#### 1. 中堅外食事業者資金融通円滑化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者のうち、セーフティネット保証を受けられない**中堅・大手事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応**します。

#### 2. 中小食品流通事業者の信用力強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している**中小食品流通事業者等において、品質管理の高度化等施設の整備に係る民間金融機関からの資金調達が可能となるよう債務保証により信用力を強化するとともに、既往の債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応**します。

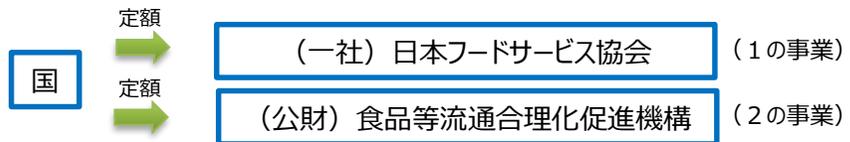
#### 保証対象者

下記事業の認定を受けた食品流通事業者等

#### 保証対象事業

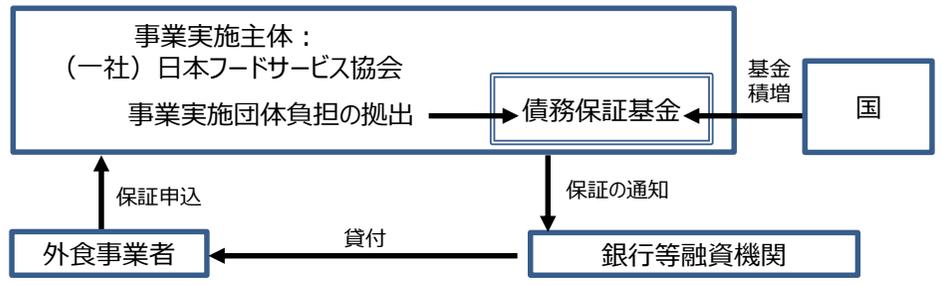
食品等流通法に基づく認定食品等流通合理化事業（品質管理の高度化、流通の効率化等）などの実施に必要な資金に係る民間金融機関からの借入を対象

### <事業の流れ>

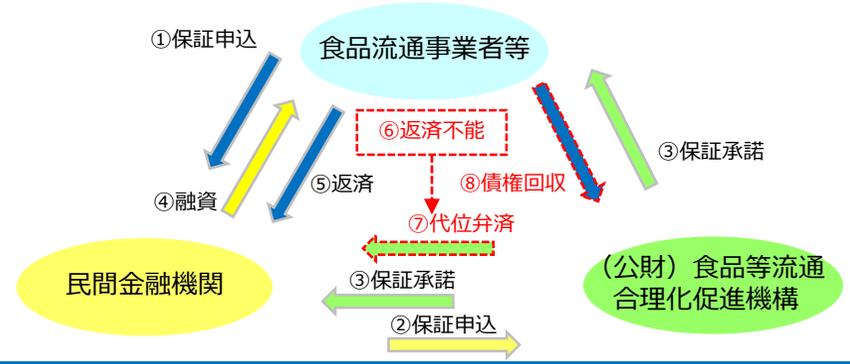


### <事業イメージ>

#### 1. 外食事業者の債務保証基金への支援スキーム図



#### 2. 食品流通事業者等の債務保証のスキーム図 (※法律に基づく事業の認定後)



【お問い合わせ先】 (1の事業) 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)  
 (2の事業) 食料産業局食品流通課 (03-3502-8267)